

障福第12号
平成21年4月3日

各法人代表者 殿

神奈川県保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について（通知）

去る3月19日、群馬県渋川市の高齢者が入居する施設において、利用者10名が亡くなられる火災が発生しました。

このことを受けて、厚生労働省から別添「社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について」（平成21年3月23日付け厚生労働省関係課長連名通知）により通知がありましたので通知します。

各法人においては、これまでも防火安全対策に取り組まれていることと存じますが、（別紙）「防火安全対策の徹底に係る留意事項（消防庁）」をご参照の上、改めて防火安全体制の徹底に取り組まれるようお願いいたします。

なお、同日付けで、消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長あてに、有料老人ホーム等の社会福祉施設等に対し防火安全対策の徹底を図るとともに、緊急調査を行うよう依頼する旨の通知が発出されていることを申し添えます。

【 問い合わせ先
施設福祉班 竹井
045-210-4724(直通) 】

防火安全対策の徹底に係る留意事項(消防庁)

(1) 火災予防対策の徹底

- ア 喫煙等の火気管理が適切になされていること。
- イ 火災時において従業者による避難誘導、通報等がなされる体制が確保されていること。
- ウ 自力避難困難な者が入所しているものにあつては、その状況を確認し、基準適合性を確認するほか、人数に応じて適切に避難誘導を行うことができる体制が確保されていること。
- エ 階段、通路など避難経路が適切に管理されていること。

(2) 消防法施行令改正に係る指導

改正後の令別表第一(6)項口に掲げる防火対象物にあつては、4月1日から防火管理者の選任、消防用設備等の設置に係る基準が強化されていることを踏まえ、経過措置期間中のものにあつても消防用設備等の早期の設置を促進すること。